

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

単身赴任者等の通勤災害の取扱いについて

単身赴任者等における通勤災害については、これまで平成3年2月1日付け基発第74号通達(以下「74号通達」という。)により取り扱ってきたところであるが、近時、単身赴任者の増加傾向に加えて、交通機関の発達等により、単身赴任者等の家族の住む自宅と就業の場所とを定期的に直行直帰する形態が一般的といえるようになってきたこと等を踏まえ、今後、下記により取り扱うこととしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、74号通達は廃止する。

記

単身赴任者等が、労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する「就業の場所」と家族の住む家屋(以下「自宅」という。)との間を往復する場合において、当該往復行為に反復・継続性が認められるときは、当該自宅を同項に規定する「住居」として取り扱うものとする。

なお、「単身赴任者等」とは、転勤等のやむを得ない事情のために同居していた配偶者と別居して単身で生活する者のほか、単身赴任者と同様に、家庭生活の維持という観点から自宅を本人の生活の本拠地とみなし得る合理的な理由のある単身者をいう。

都道府県労働基準局 労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課長

単身赴任者等の通勤災害の取扱いについて

標記については、平成7年2月1日付け基発第39号(以下「39号通達」という。)により指示されたところであるが、この運用に当たっては、下記に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、39号通達および本内かんの施行に伴い、平成3年2月1日付け事務連絡第1号は廃止する。

記

1 39号通達の趣旨

- (1) 単身赴任は、事業主の業務命令により本来の生活の本拠地となっている家族の住む家屋(以下「自宅」という。)をやむを得ず離れて生活するものであるが、近時、単身赴任者の増加傾向に加えて、交通機関の発達、家庭生活重視の傾向等により、単身赴任者については、自宅と就業の場所との間を定期的に直行直帰する形態が一般的といえるようになってきた。

こうした背景を踏まえ、これまでの単身赴任者等に係る通勤災害の取扱いについて、より社会実態に即した合理的基準を策定するため、今回の見直しを行ったものであること。

- (2) 通勤とは、労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)第7条第2項に規定するところ、労働者が就業に関し住居と就業の場所との間を往復する行為をいうが、この場合、住居とは就業のための生活の本拠地となる場所であり、また、通勤とは就業のために反復・継続して行われるものと解されていることにかんがみ、単身赴任者等についても自宅と就業の場所との間に往復行為に反復・継続性が認められるときには、当該自宅を労災保険法第7条第2項に規定する住居として認めることとし、当該往復行為を通勤として取り扱うこととしたものであること。

なお、単身赴任者等の自宅と就業の場所との間の距離及び所要時間は赴任先又は交通手段によって長短が生じるものであること並びに日々行われる通勤にあつては距離及び所要時間の制限を設けていないこととの均衡から、単身赴任者等の自宅と就業の場所との間の距離及び所要時間の長短によって通勤災害保護制度の適用の可否を問題としないとしたものであること。

2 39号通達の適用範囲について

39号通達及び本内かんという「単身赴任者等」とは、通勤等のやむを得ない事情のため同居していた配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して赴任地で単身で生活する者のほか、赴任地において家族と離れて生活する独身者を含むものであること。

この場合の独身者とは、例えば、長期にわたり病床にある親族を看護する必要がある者又は扶養している親族を世話する必要がある者等、単身赴任者と同様に、家庭生活の維持という観点か

ら自宅を本人の生活の本拠地とみなし得る合理的な理由のある者に限られるものであること。

3 反復・継続性の解釈、運用について

- (1) 39号通達において「当該往復行為に反復・継続性が認められる」ことが要件とされているが、具体的には、おおむね毎月1回以上の往復行為がある場合には、この要件を満たすものとして取り扱うこと。
- (2) 「おおむね毎月1回以上」とは、原則として、被災日を含む月(1日から月末日までの暦月をいう。以下同じ。)以前の3カ月間について、毎月1回以上の往復行為を行っている場合をいうものとするが、特定の月について往復行為が行われなかった場合であっても、就労上の理由、交通事情、自然現象等の事情等が認められる場合には、当該特定の月を1回以上の往復行為が行われたものとして取り扱うこと。

また、単身赴任者等が、赴任日を含む月から3カ月に満たない期間内において自宅と就業の場所との間の往復行為の途上で被災した場合には、単身赴任者等の家庭環境その他の事情により、おおむね毎月1回以上の往復行為が行われると推測し得るか否かにより判断すること。

- (3) なお、各種調査結果によると、単身赴任者の多くは家族と生活を共にすることが重要であると考えており、そのため、単身赴任者の大半は毎月1回以上家族の住む自宅に帰宅している実態にあり、また、企業においても、その多くが単身赴任者への援助として、単身赴任手当、別居手当、帰省手当等と称して自宅へ帰宅するための旅費等を支給している実態にある。反復・継続性の解釈、運用については、このような単身赴任者の社会実態も考慮に入れたものであること。

4 日用品の購入その他これに準ずる行為について

単身赴任者等が、洗濯物を自宅に持ち帰るため、あるいは、着替え等のために通常の通勤の拠点となる社宅・アパート等の住居(以下「社宅等」という。)に立ち寄る行為は、労災保険法施行規則第8条に規定する日用品の購入その他これに準ずる行為とすること。

この場合において、単身赴任者等が社宅等に立ち寄る行為は、やむを得ない事由により行うための最小限度のものであると認められなければならない(労災保険法第7条第3項ただし書)ことから、その目的が自宅に洗濯物を持ち帰る等の帰宅行為に関連した合理的なものであって、かつ、当該社宅等が、自宅と就業の場所との間の合理的な経路に比較的短時間で復することのできる範囲に位置することが必要であること。

5 就業関連性について

通勤とは、「就業に関し」行われる行為でなければならないことから、往復行為が通勤と認められるためには、当該行為が業務に就くため、又は業務を終えたことにより行われることを必要とする。ただし、始業又は就業時刻と離れた時刻に往復行為を行うという場合であっても、合理的な理由により、当該交通機関の出発時刻まで待機するという行為は、業務に就くため、又は業務を終えたことにより行われるものであるので、就業関連性があるものと認められること。

この場合、交通機関を利用するまでの待機時間中の行為は、当該交通機関の待合室等における行為を除き、労災保険法施行規則第8条に規定する日用品の購入その他これに準ずる行為とすること。

6 社宅等と自宅との間の行為について

単身赴任者等が、就労日の翌日に社宅等から自宅に帰る、又は就労日の前日に自宅から社宅等に戻るという場合は、自宅と就業の場所との間の往復行為ではなく、当該社宅等と自宅との間の往復行為とみられることから、労災保険法上の通勤とは認められないこと。

なお、この取扱いによることが不合理であると認められる事案については、本省と協議すること。

7 その他

- (1) 単身赴任者等が、出張の機会を利用して当該出張期間内において、出張先に赴く前後に自宅に立ち寄る行為(自宅から次の目的地に赴く行為を含む。)が、出張経路を著しく逸脱していないと認められる限り、原則として、通常の出張の場合と同様、業務として取り扱うこと。
- (2) 39号通達施行日以後の日において支給決定すべき事案については、39号通達および本内かんにより取り扱うこと。